

財務諸表に対する注記(社会福祉法人康和会)

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	:	10年～	47年				
構	築	物	:	10年～	45年			
器	具	及	び	備	品	:	4年～	20年
ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	:		5年

(2)引当金の計上基準

① 賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備え、支給見込額のうち当会計年度に負担する金額を計上しております。

② 退 職 給 付 引 当 金

久我山病院

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

久我山園

東京都社会福祉協議会の従業者共済制度に基づき、当会計年度末における東京都社会福祉協議会への法人負担の掛金累計額を計上しております。

③ 徴 収 不 能 引 当 金

利用者未収金の徴収不能に備えるため、当会計年度末における徴収不能実態を勘案したうえで徴収不能見込額を徴収不能引当金として計上しております。

(3)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 法人で採用する退職給付制度

(1)久我山病院

確定給付企業年金制度として退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付債務を算定するにあたり簡便法を採用しております。

(2)久我山園

東京都社会福祉協議会による従事者共済会を採用しております。

財務諸表に対する注記(社会福祉法人康和会)

3. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっております。

(1)法人全体の財務諸表(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2)事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3)拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成しておりません。

(5)各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 久我山病院 (社会福祉事業)
「無料又は低額な料金で診療を行う事業」
「助産施設」
(公益事業)
「居宅介護支援事業」
「訪問看護」
イ 久我山園 (社会福祉事業)
「介護老人福祉施設」
「短期入所生活介護」
ウ 本部

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりであります。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	25,037,677	0	0	25,037,677
建物	1,638,448,524	0	75,584,064	1,562,864,460
合計	1,663,486,201	0	75,584,064	1,587,902,137

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

該当ありません。

6. 担保に供している資産に関する事項

該当ありません。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	25,037,677	0	25,037,677
建物(基本財産)	3,367,567,583	1,804,703,123	1,562,864,460
建物	994,663,245	530,402,864	464,260,381
構築物	7,297,582	5,106,418	2,191,164
器具及び備品	1,755,214,848	1,324,210,285	431,004,563
権利	1	0	1
ソフトウェア	110,625,784	92,480,288	18,145,496
合計	6,260,406,720	3,756,902,978	2,503,503,742

財務諸表に対する注記(社会福祉法人康和会)

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当ありません。
9. 関連当事者との取引の内容
該当ありません。
10. 重要な偶発債務
該当ありません。
11. 重要な後発事象
該当ありません。
12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当ありません。
13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当ありません。